

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年3月10日

あいち小児保健医療総合センター
センター長 服部 義

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

あいち小児保健医療総合センター院内保育所運營業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書で示す仕様等とします。

(3) 履行期間

平成29年6月1日（木）から平成32年5月31日（日）まで
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

(4) 履行場所

あいち小児保健医療総合センター
大府市森岡町七丁目 426 番地

(5) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）が必要です。

電子入札システムによりがたい場合は、事前に県の承認を得て、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県病院事業庁物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <http://www.pref.aichi.jp/0000043830.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(6) その他

入札説明書のとおり

2 競争参加資格

入札に参加することができるものは、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴

力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

- (3) 愛知県における物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿(平成28・29年度入札参加資格者名簿)大分類「3. 役務の提供等」の中分類「16. その他の業務委託等」のうち「99. その他」に登録されている者であること。
- (4) この公告の日から審査結果通知の日までの期間において、愛知県病院事業庁が定める指名停止取扱要領等により指名停止措置を受けている期間中である者に該当する者でないこと。
- (5) 病院内保育所の良い運営実績が1年以上あり、かつ、病院内保育所の24時間保育又は夜間保育の良い運営実績が1年以上あり、現在も継続していること。

3 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書の交付方法等

この公告の日から平成29年3月17日(金)までに電子入札システムの稼働時間内に、同システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス <http://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。

(2) 入札書の提出期間

平成29年3月28日(火) 午前9時から

平成29年3月29日(水) 午後5時まで

(電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。)

(3) 開札の日時及び場所

平成28年3月30日(木) 午前11時

あいち小児保健医療総合センター事務部会計グループ

(4) 問合せ先

あいち小児保健医療総合センター事務部事業グループ

大府市森岡町七丁目426番地

電話(0562)-43-0500 内線3405

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金(愛知県病院事業庁財務規程(平成16年愛知県病院事業庁管理規程第25号。以下「財務規程」という。)第145条に定める入札保証金に代わる担保を含む。)を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規程第144条の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(3) 入札の無効

財務規程第142条(入札の無効)の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、電子入札システム上で参加申請を行うとともに、2(5)の資格を有することを証明する書類(以下「証明書類」という。)を平成29年3月17日(金)午後5時までの間にシステムより提出しなければなりません。(電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり。)

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された証明書類を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができると認められた者に限り、落札の対象とします。

(6) 落札者の決定方法

財務規程第147条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、当該最低価格をもって有効な入札を行なった者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とします。

(7) 本契約は、議会における当該調達に係る予算の成立を条件とします。

(8) その他

詳細は、入札説明書によります。